

## 水道課からのお知らせ

# 10月から水道料金等の 納入通知書が変わります

水道料金・下水道使用料の納入通知書がハガキタイプに変更となります。

また、これまで納入通知書による水道料金等の納付は、役場の窓口や取扱金融機関のみとなっていたのですが、10月1日から、従来の納付方法に加え、新たにコンビニエンスストアでの納付（コンビニ納付）が可能となります。

コンビニ納付は、全国のコンビニで、夜間、休日を問わず水道料金等の納付ができますので、日中、お仕事などで忙しい方は、ぜひご利用ください。手数料はかかりません。

### ●新しい納入通知書



※ハガキサイズで送付されますので、見開きで取扱い窓口へ提出してください。

### ●コンビニ納付取扱い店舗

全国のセブーン・イレブン・ローソン・セイコーマート・サンクス・ファミリーマートなど主要なコンビニで納付が可能です。（納付できるコンビニは、送付された納入通知書の裏面でご確認ください。）

### ●コンビニ納付できない納入通知書

- ①バーコード印字がないもの。
- ②納入通知書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ③納期限がすぎたもの
- ④破損、汚損などによりバーコード読み取りができないもの
- ⑤9月30日以前に発行された納入通知書

### ●コンビニ納付する際の留意点

- ①ハガキののり付け部分（2か所）をゆっくりはがして、宛先部分は切り離してレジの係員にお渡しください。
- ②コンビニではバーコードで読み込みを行いますので、読取部分の破損及び汚損に注意してください。（バーコードが読み取れない場合は、コンビニ納付できませんので、役場窓口またはお近くの取扱金融機関の窓口で納付ください）
- ③雨などでハガキが濡れた場合は、乾かしてからゆっくりはがしてください。